

# 地域子育て支援拠点事業の概要と展望

平成22年11月19日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課 少子化対策企画室

# 地域子育て支援拠点事業

## 背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は  
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

## 課題

- ・ 子育てが孤立化し、  
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども  
との関わりの減

## 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、  
相互交流や子育ての不安・悩み  
を相談できる場を提供

## 地域子育て支援拠点

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、  
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、  
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

### 事業内容

- ① 交流の場の提供・交流促進
- ② 子育てに関する相談・援助
- ③ 地域の子育て関連情報提供
- ④ 子育て・子育て支援に関する講習等

平成21年度実施か所数  
(交付決定ベース)

5,199か所

解消

育児不安



地域で子育てを支える

# 地域子育て支援拠点事業の概要

	ひろば型	センター型	児童館型
機能	常設のつどいの広場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
実施主体		市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p><b>・機能拡充型(別単価)</b> 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動とひろばと一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施</p> <p><b>・出張ひろばの実施(加算)</b> 常設のひろばを開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、出張ひろばを開設</p> <p><b>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</b> ①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ②世代間や異年齢児童との交流の継続的な取組の実施 ③父親サークルの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施 ④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場所に定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施</p>	<p>①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向向いた地域支援活動を実施</p> <p><b>・地域支援活動の実施</b> ①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施 ②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応</p>	<p>①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p><b>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</b> ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	保育士等(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童館の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	児童館
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日 1日5時間以上	週5日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上

## 地域子育て支援拠点事業の位置づけ(その1)

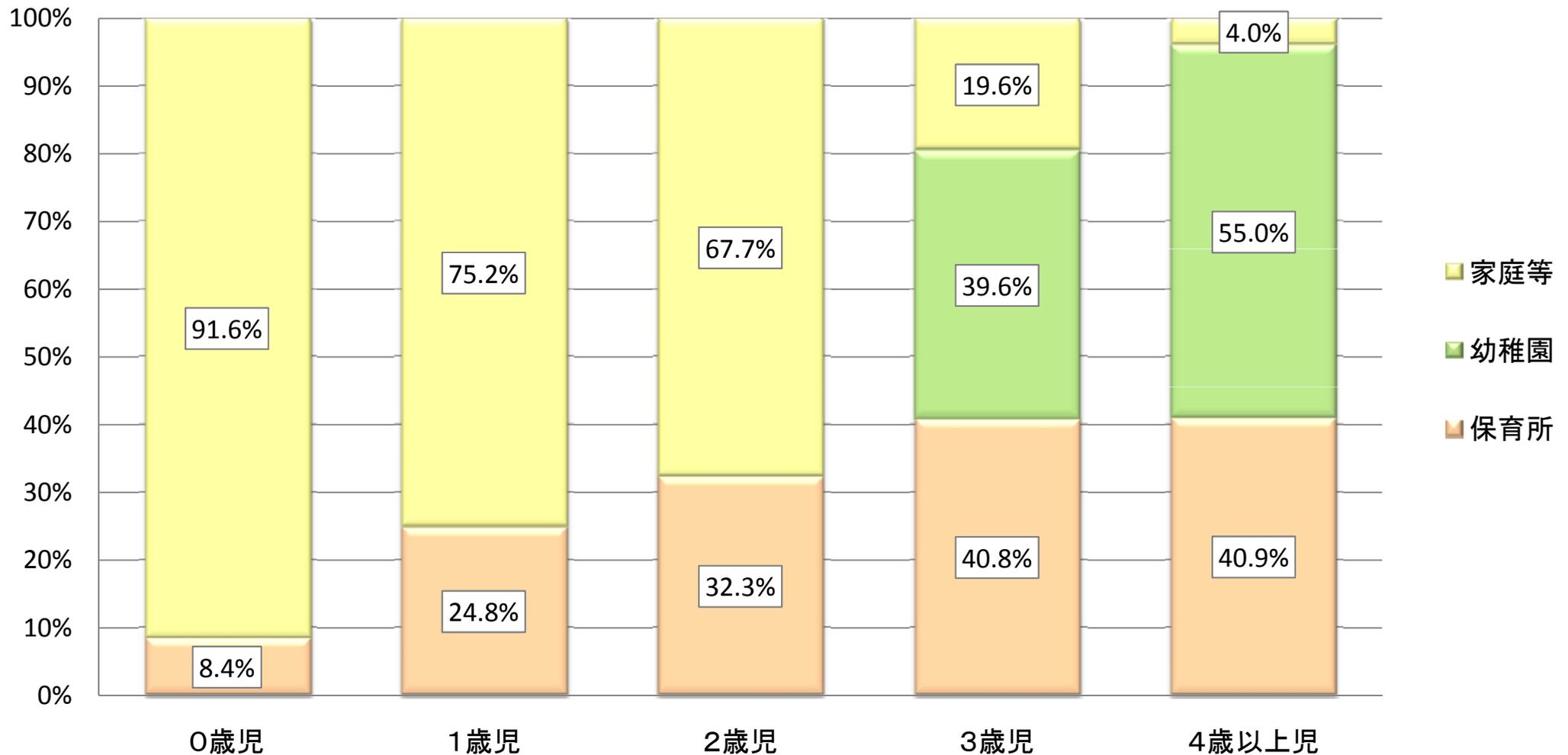
- 平成21年度より、児童福祉法に位置づけられた、法律に基づく事業であるとともに、第2種社会福祉事業として位置づけ。
- 最終目的は児童福祉のための事業(子どもの健やかな育ちと生活を保障)であるとともに、親支援としての意義も有した子育て支援事業である。
- 核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などを背景として子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている中、すべての乳幼児の子育て家庭を対象とした事業である。
- 子育てが始まった早い段階で子育て家庭が出会う公的サービスの一つである。様々なニーズに応じた多様な支援に結びつけていく窓口でもある。

## 地域子育て支援拠点事業の位置づけ(その2)

- 利用者が気兼ねなく利用できることが重要であり、また、関係する機関、事業との連携・協働が求められる。
- 活動を通じ、地域の支え合い、地域の子育て力を高めていくことも期待される。
- 常に活動を振り返り、子育て支援の専門性、当事者性を活かした活動として、質の向上を図っていくことが求められる。
- 本事業は、施策体系の中では、少子化対策としての位置づけ、次世代育成支援事業としての位置づけを有する。

# 就学前児童が育つ場所（平成21年）

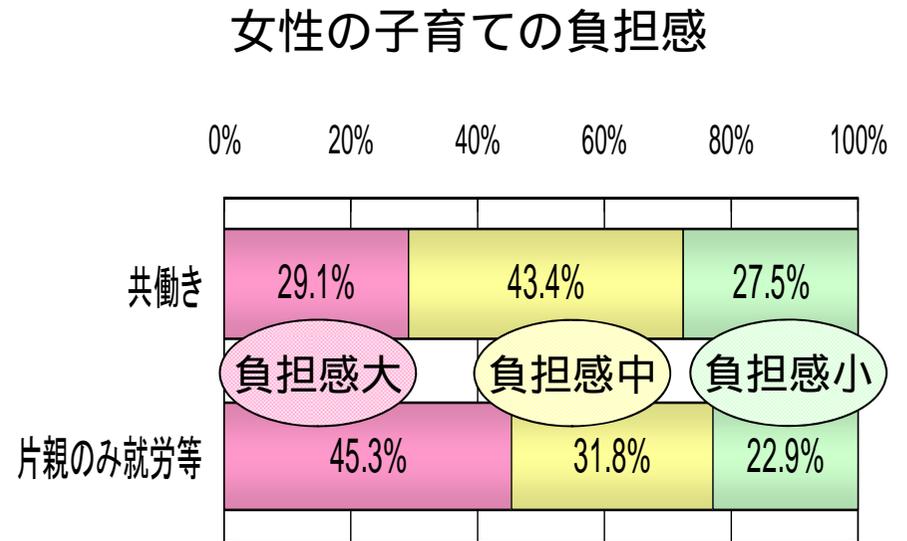
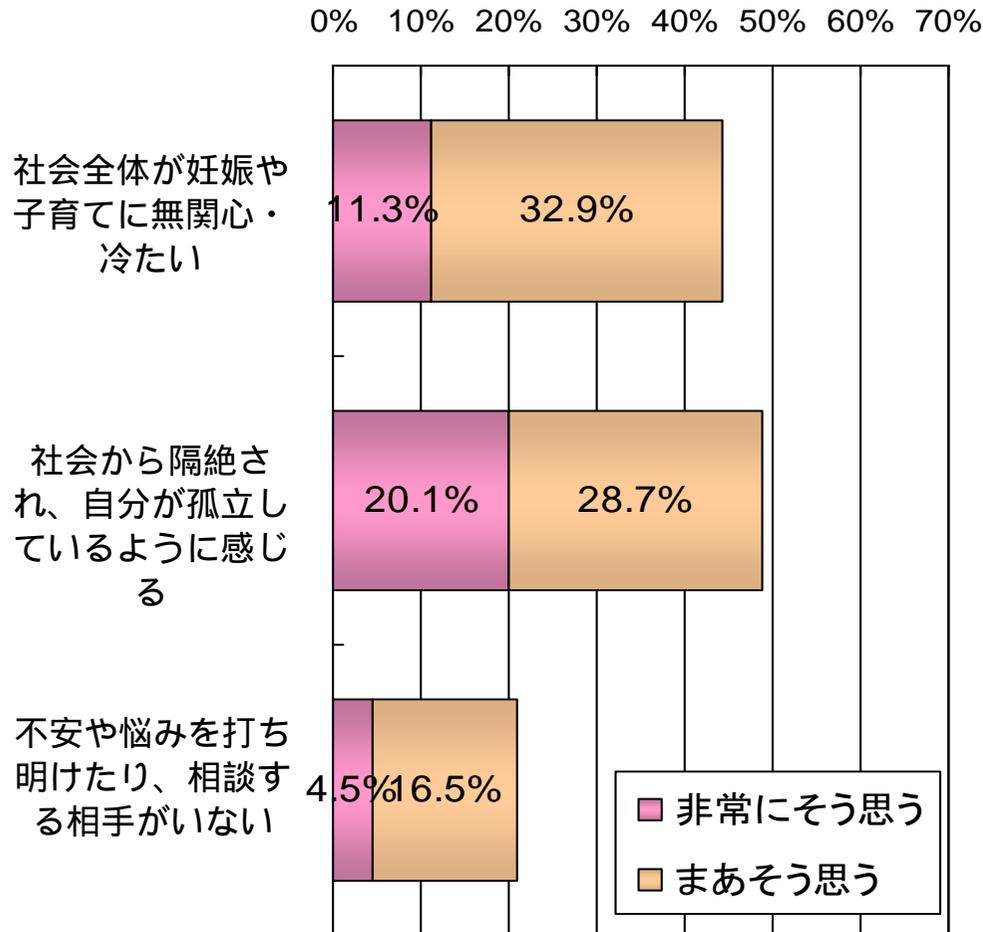
- 3歳以上児のかなりの部分（4歳以上児はほとんど）が保育所又は幼稚園に入所
- 3歳未満児（0～2歳児）で保育所に入所している割合は約2割



# 孤立化する子育てと負担感の増大

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識

専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。

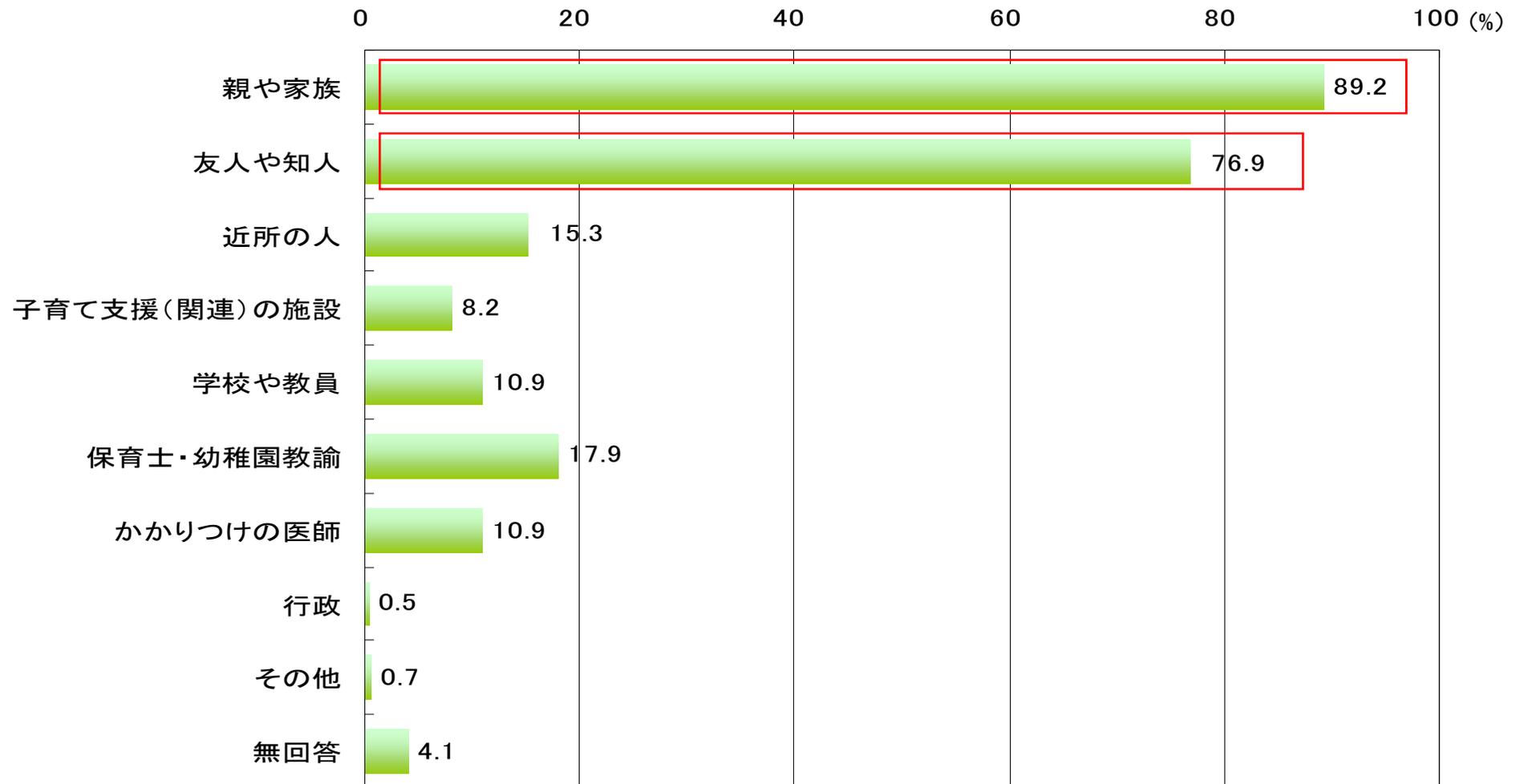


資料:財団法人子ども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)

(資料)(財)子ども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)

# 気軽に子育てについて相談できる相手先

(複数回答,n=2,006)



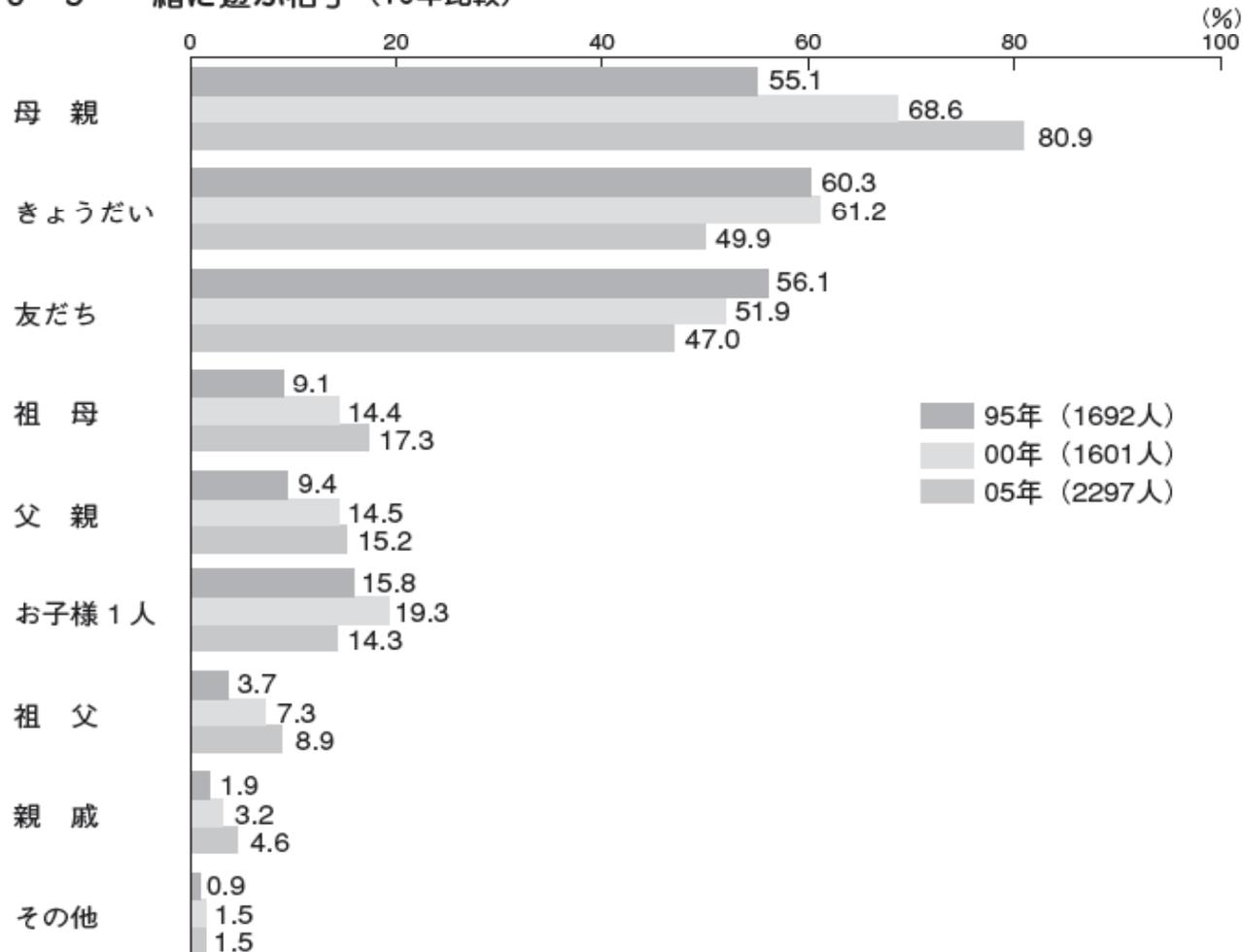
子どもがいる者で相談できる相手がいるものを対象とした質問

内閣府「少子化施策利用者意向調査の構築に向けた調査」(平成21年3月)

# 幼児が一緒に遊ぶ相手

- 子どもが平日幼稚園・保育園以外で遊ぶ相手としては、「母親」の割合が大幅に増加している。  
(1995年55.1% →2005年80.9%)
- また、子どもが「きょうだい」や「友だち」と遊ぶ比率は減少している。

■図 1-6-5 一緒に遊ぶ相手 (10年比較)



注) 複数回答、「その他」を含む9項目の中から選択。

# 地域子育て支援拠点事業の平成22年度予算について

平成26年度までに10,000か所の整備を図る（市町村単独分含む）。  
 児童育成事業費から次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）へ移し替え。  
 すべての子育て家庭向けのサービスと仕事と子育ての両立を支援するサービスを整理。

## 予算額

（平成21年度）  
 10,193百万円

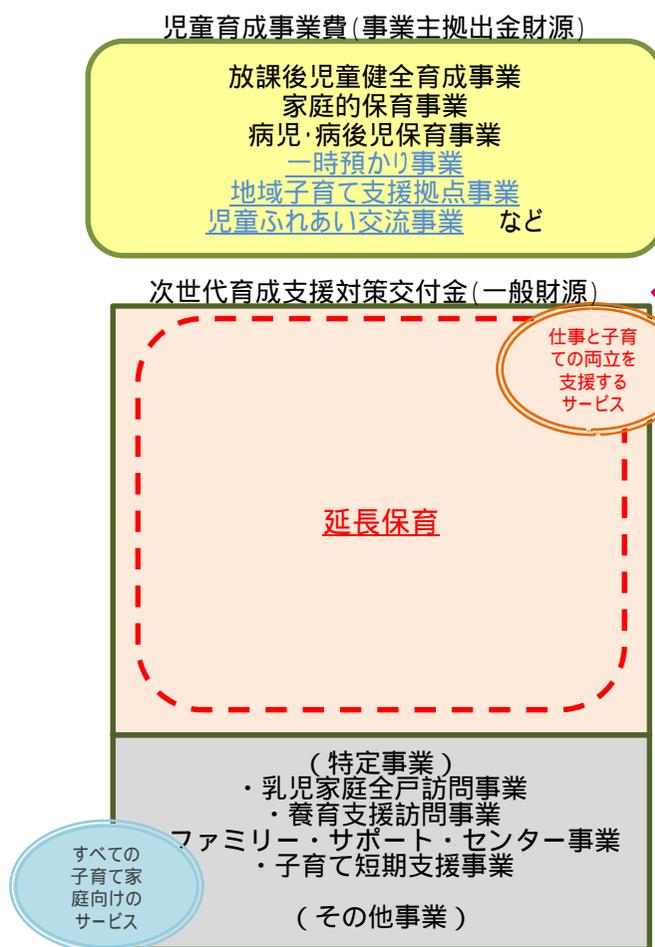
↓  
 （平成22年度）  
 次世代育成支援対策交付金  
 36,100百万円の内数

## ソフト交付金 評価ポイント

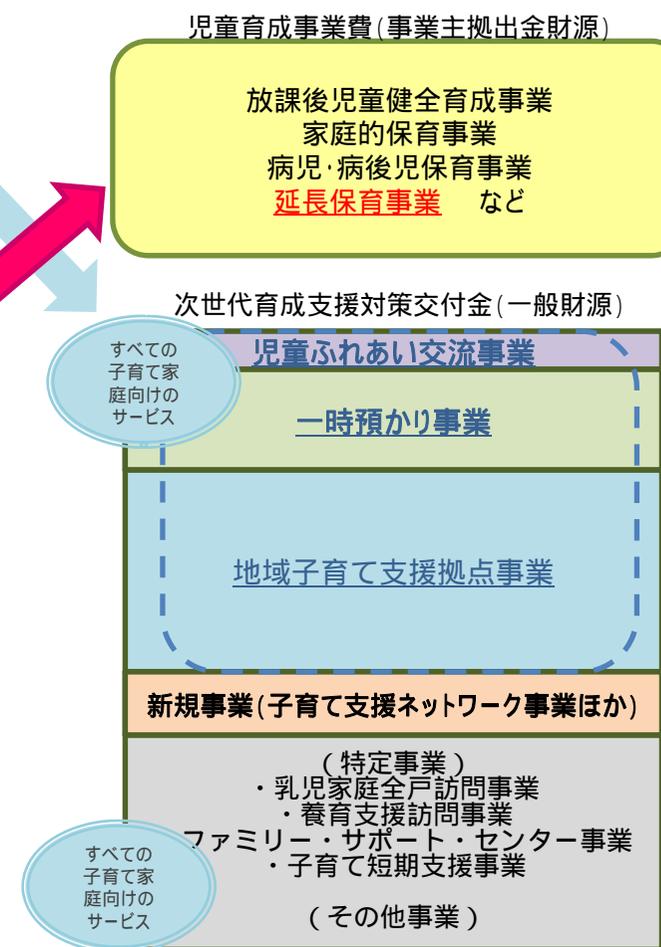
	基本分	機能拡充
3～4日型	17.8p	23.9p
5日型	21.8p	36.5p
6～7日型	25.8p </td <td>39.0p</td>	39.0p
出張ひろば （加算）	6.7p	—

地域の子育て力を高める取組(加算)	
1事業実施	2.2p
2事業実施	3.0p
3事業実施	3.7p
4事業実施	4.5p

## （21年度）

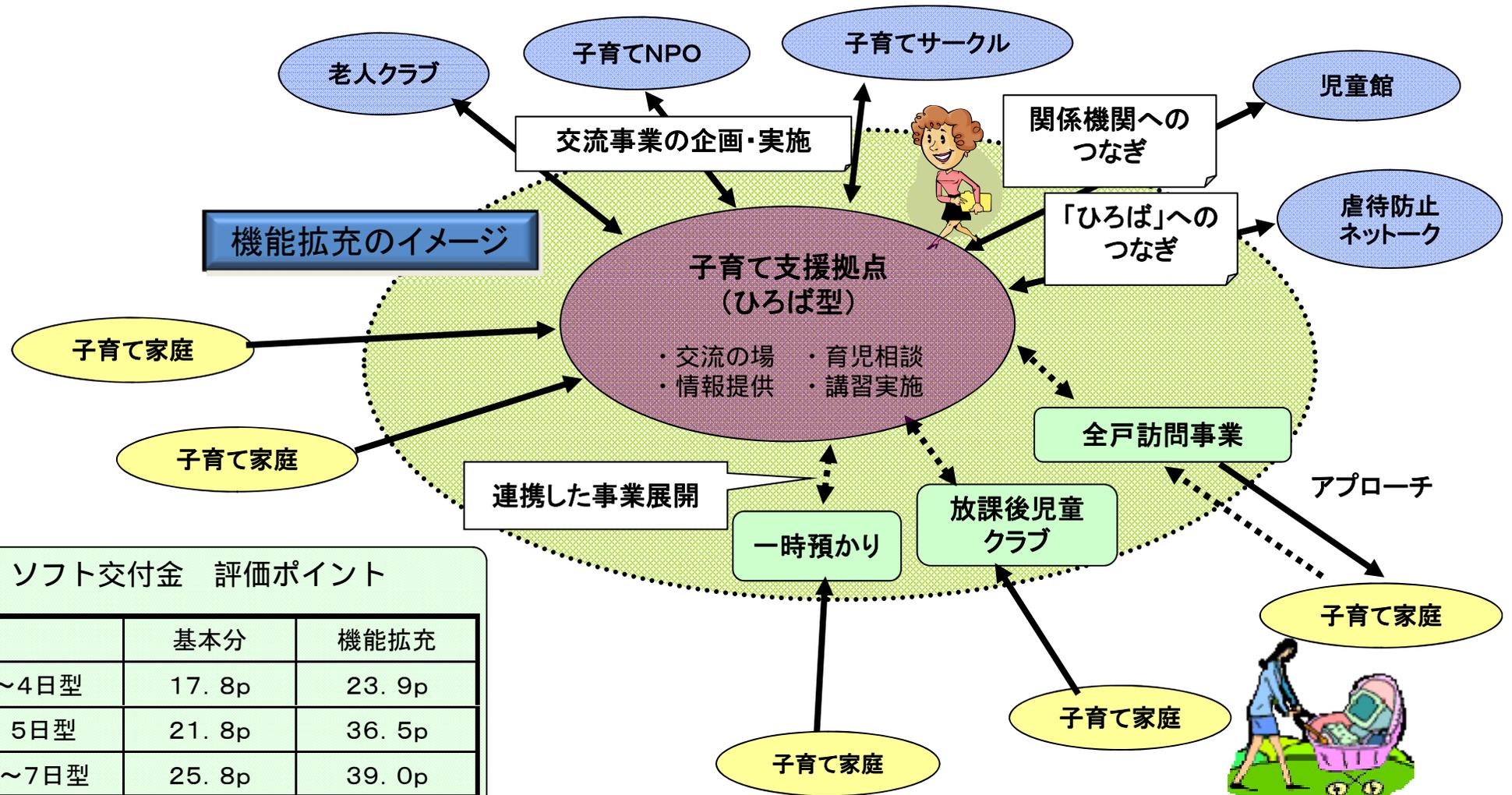


## （22年度予算）



# ひろば型「機能拡充」について

ひろば型のうち、地域の子育て支援拠点として、多様な子育て支援活動を実施し、関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて、別途、機能拡充に係る評価ポイントを設定。



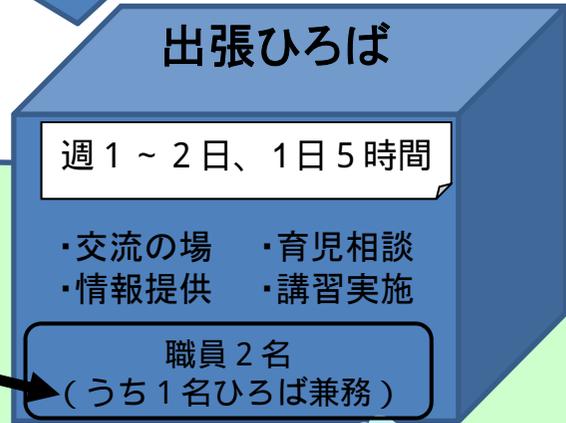
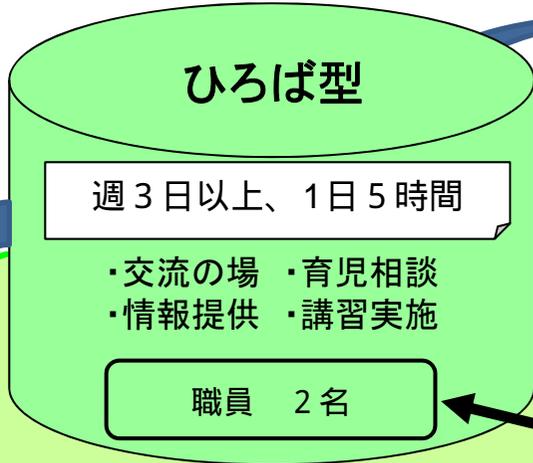
ソフト交付金 評価ポイント		
	基本分	機能拡充
3～4日型	17.8p	23.9p
5日型	21.8p	36.5p
6～7日型	25.8p	39.0p

# 「出張ひろば」の活用について

子育て家庭の利用実態等により、常設のひろば開設が困難な場合、開設されている「ひろば型」を核として「出張ひろば」を積極活用し、支援拡充。  
 ひろば職員とともに、地域の子育て支援関係者等が子育て親子の交流の場を提供。

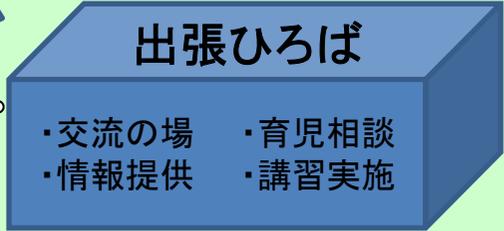
ソフト交付金  
評価ポイント

3~4日型	17.8p
5日型	21.8p
6~7日型	25.8p
出張ひろば (加算)	6.7p



ひろば職員の兼務

近隣地域への支援拡充



△△地域



地域のニーズに応じ、  
公共施設等を活用した  
週1~2日の開設

# 平成21年度 地域子育て支援拠点事業実施箇所数

(児童環境づくり基盤整備事業補助金最終交付決定ベース)

単位:か所

No	自治体名	ひろば型					センター型				児童館型				
		3~4日		5日	6~7日		出張	計	5日	6~7日		経過措置	計		
		機能拡充型		機能拡充型		機能拡充型									
1	北海道	8		8		1				17	102	27	50	179	0
2	青森県	8		6		3				17	13	22	34	69	0
3	岩手県	6		4		2				12	27	15	15	57	2
4	宮城県			4						4	35	2	11	48	0
5	秋田県	2		2	1	2	1			8	21	6	29	56	0
6	山形県	4		2		2	3			11	28	8	15	51	4
7	福島県	6		2		1				9	17	23	13	53	0
8	茨城県	21		21	1	6				49	84	10	40	134	0
9	栃木県	6		7		1				14	25	7	18	50	2
10	群馬県	4		9		1	1			15	70	8	7	85	0
11	埼玉県	40		24		11		1		76	84	29	43	156	4
12	千葉県	21		9	1	10	3			44	70	27	19	116	0
13	東京都	21	2	42	6	40	13	1		125	26	44	0	70	0
14	神奈川県	5		9		2				16	18	5	0	23	0
15	新潟県	3		1		8				12	80	9	24	113	0
16	富山県	1		3		3				7	26	3	7	36	8
17	石川県	6	7	14	9	1	2			39	5	9	20	34	2
18	福井県	3		3		5		1		12	24	2	11	37	1
19	山梨県	11		5		3				19	21	6	12	39	0
20	長野県	12		24		6		1		43	29	12	18	59	5
21	岐阜県	14		15		4				33	37	4	18	59	0
22	静岡県	9		12		7				28	75	15	22	112	1
23	愛知県	21		8		4				33	72	11	18	101	8
24	三重県	20		26	1	2				49	22	3	23	48	0
25	滋賀県	8		7		2		2		19	32	11	3	46	0
26	京都府	14		3		1				18	28	4	12	44	0
27	大阪府	33		32	1	3	1	2		72	55	16	27	98	0
28	兵庫県	11		25		11				47	16	9	8	33	0
29	奈良県	7		12		1				20	8	6	7	21	0
30	和歌山県	2		1						3	15	1	10	26	0
31	鳥取県	1				2				3	23	0	18	41	0
32	島根県	2	1	11		2				16	9	9	10	28	0
33	岡山県	10	1	6	1	1				19	23	6	8	37	0
34	広島県	2		4		3				9	31	10	25	66	0
35	山口県	10		5		1		1		17	25	5	34	64	0
36	徳島県	3		3						6	14	3	13	30	0
37	香川県	2		1	2					5	21	7	8	36	0
38	愛媛県	5		3						12	20	9	2	31	0
39	高知県					4				0	27	0	2	29	0
40	福岡県	13		9		9		1		32	34	15	14	63	0
41	佐賀県	5		2		1				8	18	6	4	28	0
42	長崎県	12		6		1	1			20	29	6	26	61	1
43	熊本県	22		15		4				41	30	7	22	59	0
44	大分県	8		8		3		1		20	12	4	10	26	3
45	宮崎県	1		4		2				7	7	9	6	22	0
46	鹿児島県	4		1						5	24	20	7	51	0
47	沖縄県	12		8		1				21	19	9	19	47	5

No	自治体名	ひろば型					センター型				児童館型				
		3~4日		5日	6~7日		出張	計	5日	6~7日		経過措置	計		
		機能拡充型		機能拡充型		機能拡充型									
48	札幌市			4		6				10	10	0	0	10	0
49	仙台市						3			3	22	0	0	22	0
50	さいたま市	17		9		10				36	4	6	1	11	0
51	千葉市					10				10	7	1	0	8	0
52	横浜市	15		13						28	37	2	17	56	0
53	川崎市									0	21	0	0	21	16
54	新潟市									0	22	1	12	35	0
55	静岡市			1						1	11	3	2	16	1
56	浜松市					27				28	0	0	60	60	1
57	名古屋	5		6		2				13	37	0	1	38	0
58	京都市					20				20	17	0	0	17	116
59	大阪市					54	1			55	26	0	16	42	0
60	堺市	10		6		1				17	0	8	0	8	0
61	神戸市			4						4	9	0	0	9	0
62	岡山市					1				1	4	7	10	21	0
63	広島市					1				1	5	0	0	5	0
64	北九州市					5				5	1	7	0	8	0
65	福岡市					14				14	0	0	0	0	0
66	西宮市			2						2	8	0	0	8	0
67	旭川市	1								1	2	1	0	3	0
68	青森市									1	0	7	7	14	0
69	盛岡市					1				1	6	0	4	10	0
70	秋田市					1				1	0	1	0	1	0
71	釧路市									0	1	1	0	2	0
72	いわき市	1								1	0	0	4	4	0
73	宇都宮市	2				2				4	7	0	1	8	0
74	前橋市						1			1	12	1	0	13	0
75	川越市	2				5				7	3	0	0	3	0
76	船橋市									0	0	2	0	2	0
77	柏市						4			4	5	4	0	9	0
78	横須賀市									0	1	1	0	2	0
79	相模原市									0	0	0	48	48	0
80	富山市									0	6	1	2	9	0
81	金沢市					4				6	7	0	0	7	0
82	長野市						2			2	6	0	7	13	0
83	岐阜市									0	5	0	0	5	0
84	豊橋市	1					1			2	2	0	0	2	0
85	岡崎市					4				4	0	1	4	5	0
86	豊田市						2			2	9	0	0	9	0
87	大津市					3				3	2	0	0	2	0
88	高槻市					9				13	4	1	0	5	0
89	東大阪市	3				7		3		10	0	3	0	3	0
90	堺市	5				1				15	0	2	6	8	0
91	尼崎市					5			1	6	0	0	0	0	0
92	西宮市	4				6				10	0	1	0	1	0
93	奈良市					4				4	2	1	1	4	0
94	和歌山市					3				3	1	7	0	8	0
95	倉敷市					3				3	3	8	0	11	0
96	福山市	12								12	11	0	0	11	0
97	下関市	3				3				6	2	3	4	9	0
98	高松市					5		1		7	10	3	3	16	0
99	松山市					3		1		4	13	0	3	16	5
100	高知市					3				3	2	0	3	5	0
101	久留米市	1							1	2	1	6	0	7	1
102	長崎市	3						6		9	0	0	0	0	0
103	熊本市					1				1	6	9	3	18	0
104	大分市					6		2		8	2	0	0	2	0
105	宮崎市	7				1		2		10	3	0	1	4	9
106	鹿児島市					1				1	3	4	1	11	0
合計										1,527				3,477	195

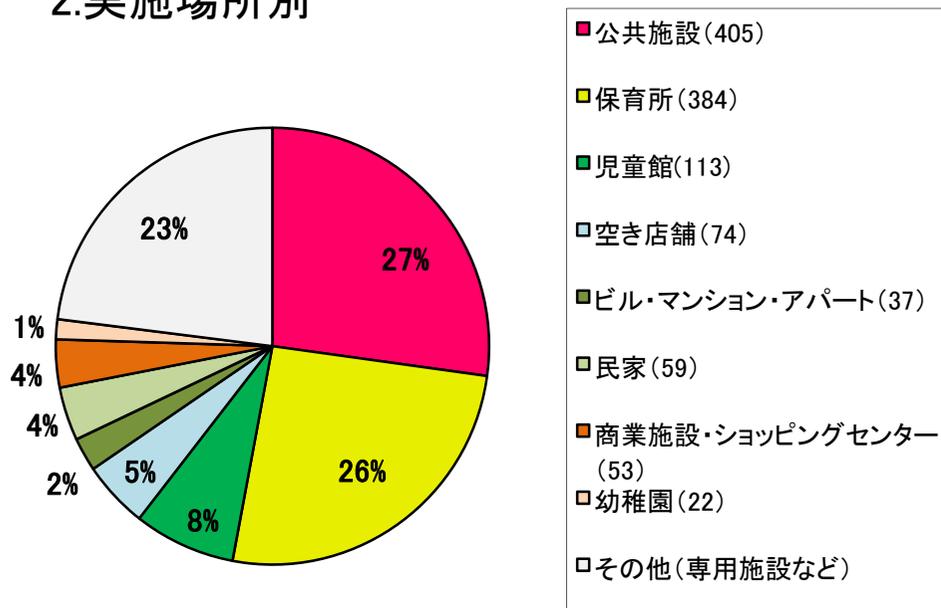
**ひろば型** 1, 5 2 7 か所  
**センター型** 3, 4 7 7 か所  
**児童館型** 1 9 5 か所  
**合計** 5, 1 9 9 か所



# 平成21年度 地域子育て支援拠点事業「ひろば型」実施状況

## 2.実施場所別

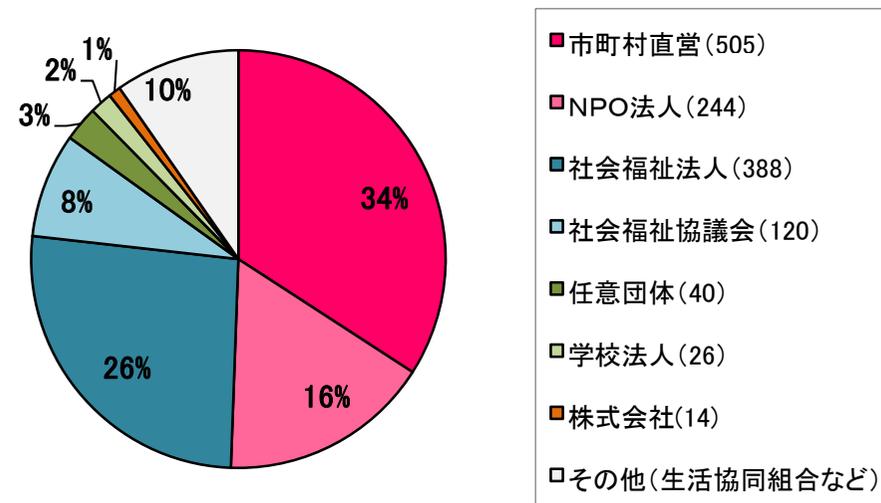
(か所数)



(合計 1,490か所 ※未定等除く)

## 3.運営主体別

(か所数)



(合計 1,481か所 ※未定等除く)

(児童環境づくり基盤整備事業補助金最終交付決定ベース)

# (参考) 次世代育成支援人材養成事業

## 【趣旨等】

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められること、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の法定化などを内容とした改正児童福祉法が成立したことに伴い、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保されたスタッフの養成研修を行う。



## 【事業内容】 次の1又は2のいずれかを実施する場合は3ポイント、いずれも実施する場合は6ポイントを配分

- 1 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成
  - (1) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義
  - (2) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方
  - (3) リスクマネジメント(虐待対応(つなぎ)など)

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修

- 2 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

- (1) 地域における子育て支援の必要性への理解
- (2) 保育の理解と援助

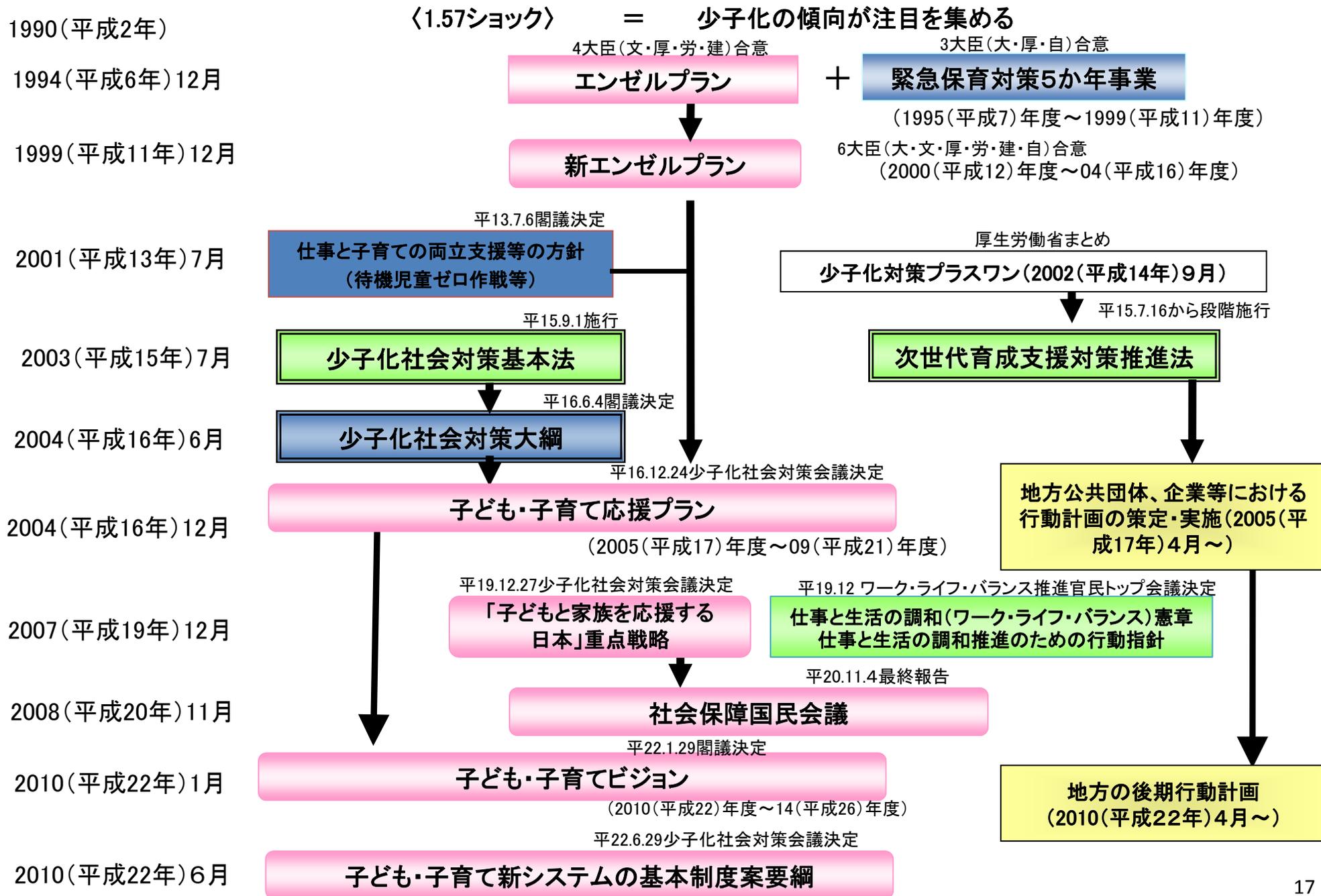
などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(事業例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、などにおける中核的担い手を支えるスタッフ養成



# 子育て支援対策の経緯



## 地域行動計画による子育て支援関係事業の取組状況

事業名	16年度実績	20年度実績	21年度実績 (交付決定ベース)	子ども・子育て 応援プラン目標値
通常保育事業 (保育所定員数)	205万人 (平成17年4月1日現在)	213万人 (平成21年4月1日現在)	214万人 (平成22年2月1日現在)	215万人
放課後児童クラブ	14,457か所 (平成16年5月1日現在)	17,583か所 (平成20年5月1日現在)	18,479か所 (平成21年5月1日現在)	17,500か所
地域における子育て拠点の整備 ・つどいの広場 ・地域子育て支援センター	2,940か所 154か所 2,786か所	4,851か所 1,233か所(ひろば型) 3,463か所(センター型) 155か所(児童館型)	5,199か所 1,527か所(ひろば型) 3,477か所(センター型) 195か所(児童館型)	6,000か所 1,600か所 4,400か所
ファミリーサポートセンター	344か所	565か所	599か所	710か所
一時保育・特定保育事業	5,534か所	8,708か所	7,729か所	9,500か所
ショートステイ事業	364か所	613か所 (交付決定ベース)	613か所 (20年度交付決定ベース)	870か所
トワイライトステイ事業	134か所	304か所 (交付決定ベース)	304か所 (20年度交付決定ベース)	560か所
病児・病後児保育事業	496か所	860か所	869か所	1,500か所
延長保育事業	11,755か所	15,533か所	15,533か所 (20年度実績)	16,200か所
休日保育事業	607か所	927か所	978か所	2,200か所
夜間保育事業	64か所 (平成17年4月1日現在)	77か所	77か所	140か所

# 「子ども・子育てビジョン」 (平成22年1月29日閣議決定)

## 子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う  
個人に過重な負担



社会全体で子育てを支える  
個人の希望の実現

子どもが主人公(チルドレン・ファースト) 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ 生活と仕事と子育ての調和

## 基本的考え方

### 1 社会全体で子育てを支える

子どもを大切に  
ライフサイクル全体を通じて社会的に支える  
地域のネットワークで支える

### 2 「希望」がかなえられる

生活、仕事、子育てを総合的に支える  
格差や貧困を解消する  
持続可能で活力ある経済社会が実現する

## 3つの大切な姿勢

生命(いのち)と育ちを大切に

困っている声に応える

生活(くらし)を支える

## 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

### 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

#### (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備

#### (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

- ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)

#### (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

- ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

### 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

#### (4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
- ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
- ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減

#### (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
- ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
- ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
- ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実

#### (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- ・小児医療の体制の確保

#### (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算

#### (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
- ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

### 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

#### (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
- ・地域子育て支援拠点の設置促進
- ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
- ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
- ・NPO法人等の地域子育て活動の支援

#### (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に過ごせるように

- ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
- ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
- ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

### 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

#### (11) 働き方の見直しを

- ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
- ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
- ・テレワークの推進
- ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)

#### (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
- ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
- ・入札手続等における対応の検討

## 主な数値目標等

安心できる 妊娠と出産	〔現状〕	〔H26目標値〕
NICU（新生児集中治療管理室）病床数 （出生1万人当たり）	21.2床	25～30床
不妊専門相談センター	55都道府県市	全都道府県・指定都市・中核市

地域の子育て力の 向上	〔現状〕	〔H26目標値〕
地域子育て支援拠点事業	7100か所 （市町村単独分含む）	10000か所
ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	950市町村
一時預かり事業（延べ日数）	348万日	3952万日
商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	100か所

潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消	〔現状〕	〔H26目標値〕
平日昼間の保育サービス（認可保育所等） （3歳未満児の保育サービス利用率）	215万人 （75万人（24%））	241万人 （102万人（35%））
延長等の保育サービス	79万人	96万人
病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	200万日
認定こども園	358か所	2000か所以上（H24）
放課後児童クラブ	81万人	111万人

男性の育児参加 の促進	〔現状〕	〔H26目標値〕
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	半減（H29）*参考指標
男性の育児休業取得率	1.23%	10%（H29）*参考指標
6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間（1日当たり）	60分	2時間30分（H29） *参考指標

社会的養護の充実	〔現状〕	〔H26目標値〕
里親等委託率	10.4%	16%
児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	800か所

子育てしやすい 働き方と企業の取組	〔現状〕	〔H26目標値〕
第1子出産前後の女性の継続就業率	38%	55%（H29）*参考指標
次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	652企業	2000企業

# 次世代育成支援の構築に向けた検討経緯

## 政権与党の政策

【民主党マニフェスト2009(抄)】

- 「社会全体で子育てする国」「安心して子育てと教育ができる政策」
  - ・安心して子どもを生み、次代を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する  
→ 子ども手当1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)を中学校卒業まで支給
  - ・縦割りになっている子どもに関する施策の一本化し、質の高い保育環境を整備  
→ 空き教室などの活用による保育所の増設、保育ママの増員等の待機児童解消  
→ 子ども家庭省(仮称)の設置の検討

## 社会保障審議会少子化対策特別部会

- 平成20年3月より、次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた検討を開始
- 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ
- 平成21年12月25日に議論の整理

## 明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年12月8日閣議決定)

- 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革  
幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。  
このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要法案を提出する。  
(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革  
(イ)イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進  
(ウ)幼保一体化の推進

## 新成長戦略(基本方針)

(平成21年12月30日閣議決定)

- 幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消  
(平成22年6月18日 閣議決定)

## 平成22年度予算における子ども手当等の取り扱いについて

(四大臣合意)

- 次世代育成支援のための検討の場における幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援の検討を進めることとあわせて、地域主権を進める観点から、サービス給付等に係る国と地方の役割分担を検討

## 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

- 保育サービス、放課後児童クラブなど今後の子育て支援策の総合的な推進のために策定。あわせて今後5年間の数値目標の策定

## 子ども・子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

- 第1回 4月27日 「子ども子育て新システムの基本的方向」をとりまとめ
- 第2回 6月25日 「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」をとりまとめ(6月29日少子化社会対策会議決定)

# 子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

行政刷新会議

## 「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣  
 岡崎 トミ子 内閣府特命担当大臣（少子化対策）  
 蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣  
 野田 佳彦 財務大臣  
 高木 義明 文部科学大臣  
 細川 律夫 厚生労働大臣  
 大島 章宏 経済産業大臣  
 古川 元久 内閣官房副長官（衆・政務）

## 「作業グループ」

【主査】 内閣府副大臣（少子化対策）  
 【構成員】 総務大臣政務官  
 財務大臣政務官  
 文部科学大臣政務官  
 厚生労働副大臣  
 経済産業大臣政務官  
 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

## 「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

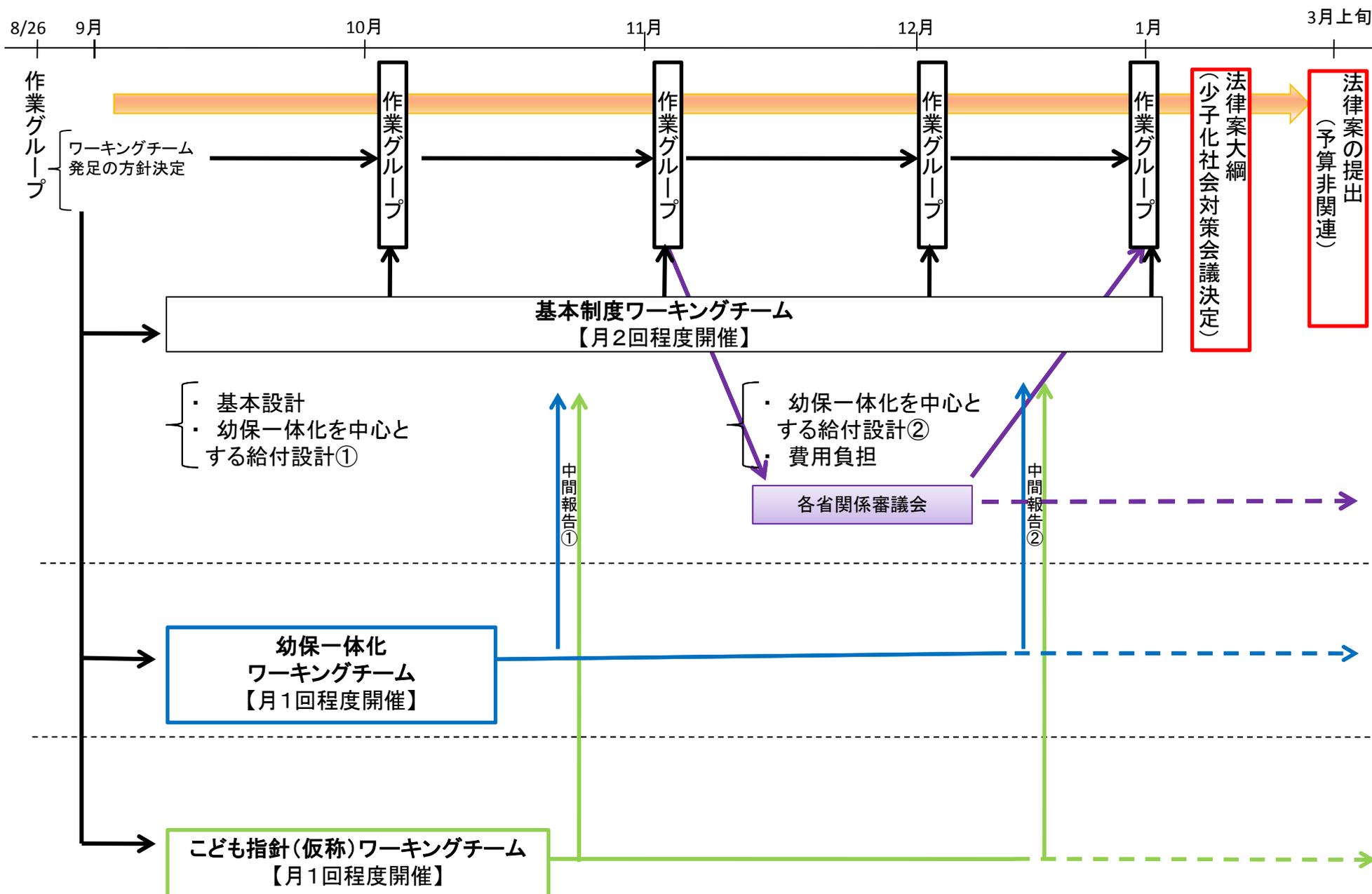
【事務局長】 内閣府副大臣（少子化対策）  
 【事務局長代理】 関係府省の局長クラスから事務局長が指名  
 【事務局次長】 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名  
 【事務局員】 関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

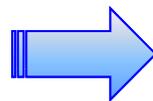
# 子ども・子育て新システム・今後のスケジュール



作業グループは状況に応じ随時開催予定

# (参考)新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事項

① 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

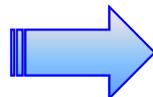


子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

- ・幼保一体化を含め、多様なサービスメニューを整備
- ・すべての子育て家庭を対象・・・働く家庭も専業主婦家庭も

② 利用者本位の仕組みの導入

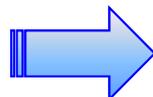
利用者(子ども)中心  
潜在化した需要を顕在化



利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・市町村の責務の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入
- ・利用者への例外ないサービス保障(認定による地位の付与と保育に欠ける要件の見直し)
- ・利用者補助方式への見直し 等

③ ・多様な利用者ニーズへの対応  
・潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

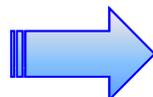
- ・家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援 等

イコールフティングによる株式会社・NPO等の事業者の参入促進

- ・客観的基準による指定制の導入
- ・施設整備費、運営費の使途範囲、会計基準等の見直し 等

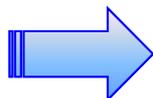
サービスの質の向上

④ 地域の実情に応じたサービス提供



基礎自治体(市町村)が実施主体

⑤ 安定的・継続的に費用確保



社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担(財源確保)

# 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

平成22年6月29日  
少子化社会対策会議決定

## 【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

## 【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

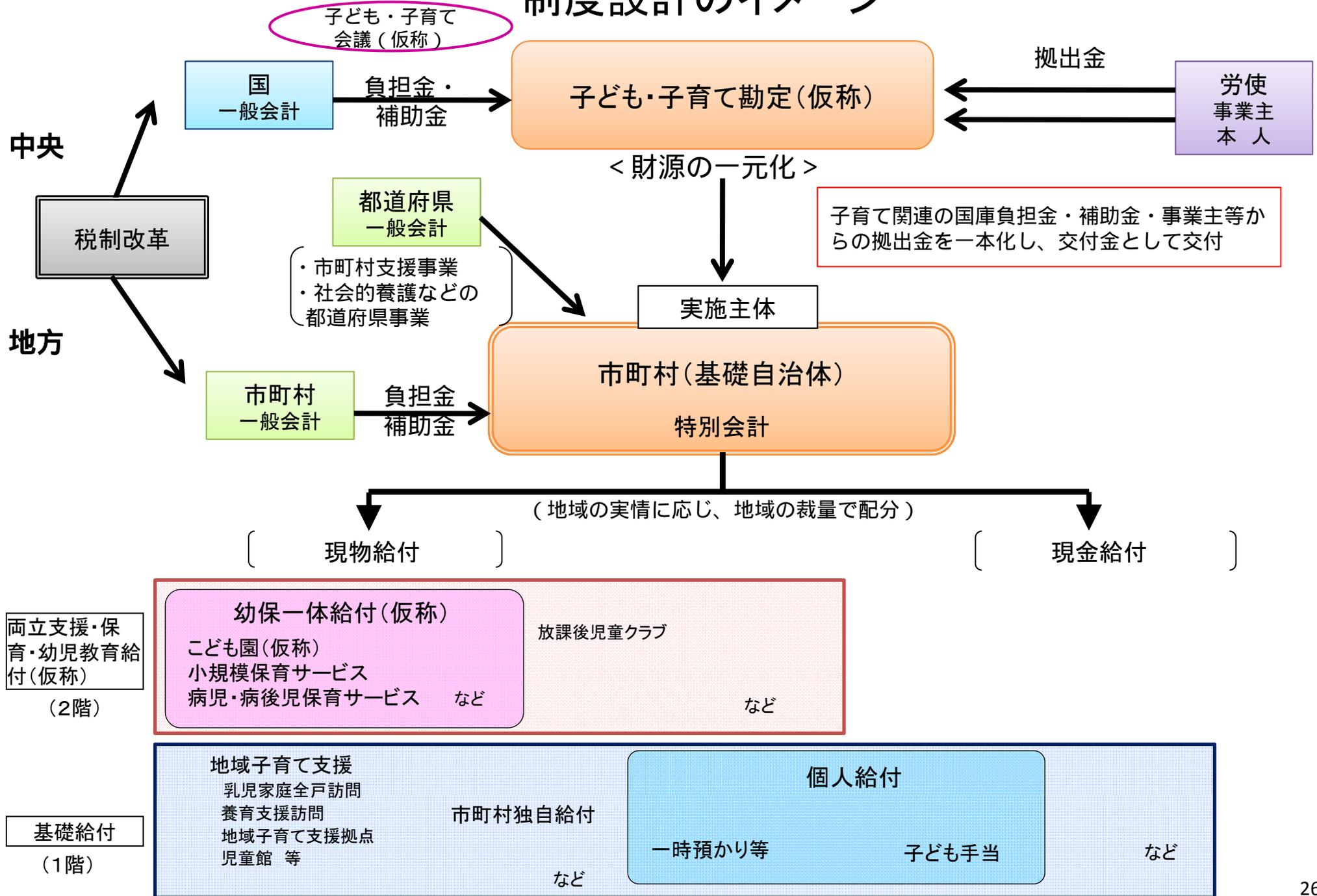
## 【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

### ■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

# 制度設計のイメージ



## 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

### 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

#### 【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

#### 【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業(広域調整、情報提供など)を実施
- ・ 都道府県が主体となって行う事業を実施(社会的養護など)

### 市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- 質の確保されたサービスの提供責務
- 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- サービスの費用・給付の支払い責務
- 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

### 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)に、事業主・個人が拠出することを検討
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、子ども・子育て特別会計(仮称)において、地域の実情に応じた給付を実施

### 子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討

### 新システム実施体制の一元化

- ・ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討

※ ワーク・ライフ・バランスを推進する観点からの制度の検討  
地方の自主性の発揮の観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重する仕組み

# 給付設計

## 基礎給付（すべての子ども・子育て家庭支援）

### 個人給付

子ども手当（現金）

子育て支援（現物）  
（一時預かり等）

市町村による枠組みの下、個人の選択に基づく組み合わせ  
市町村の選択で行う以下の仕組みを検討

- ・学校給食費等として学校への支払い
- ・子育て・教育サービス等の利用券方式

妊婦健診

### その他の子育て支援

乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等  
新システムの事業として市町村の独自給付

## 両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）

### 産前・産後・育児休業給付（仮称）

…育児休業中の給付と保育サービスの切れ目ない保障

### 幼保一体給付（仮称）…こども園（仮称）と多様な保育サービス

#### こども園 = 幼保一体化

幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称））

給付の一体化…幼保一体給付（仮称）

機能の一体化

・こども指針（仮称）の創設（すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育を保障）

・資格の共通化等

多様な事業主体の参入

#### 多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、

早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス等

### 放課後児童給付（仮称）

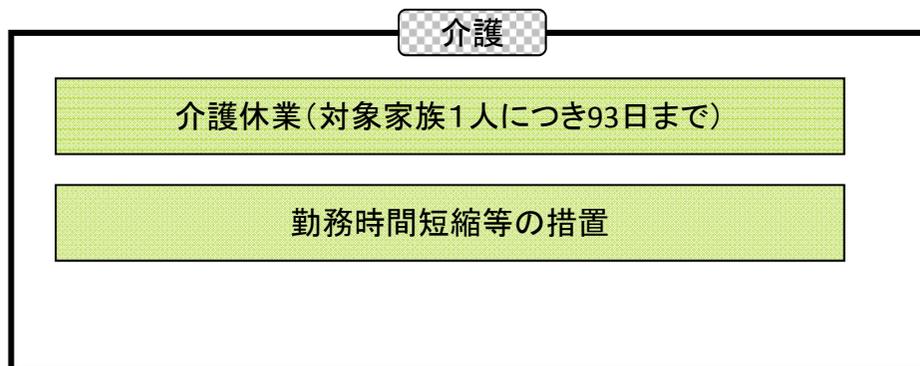
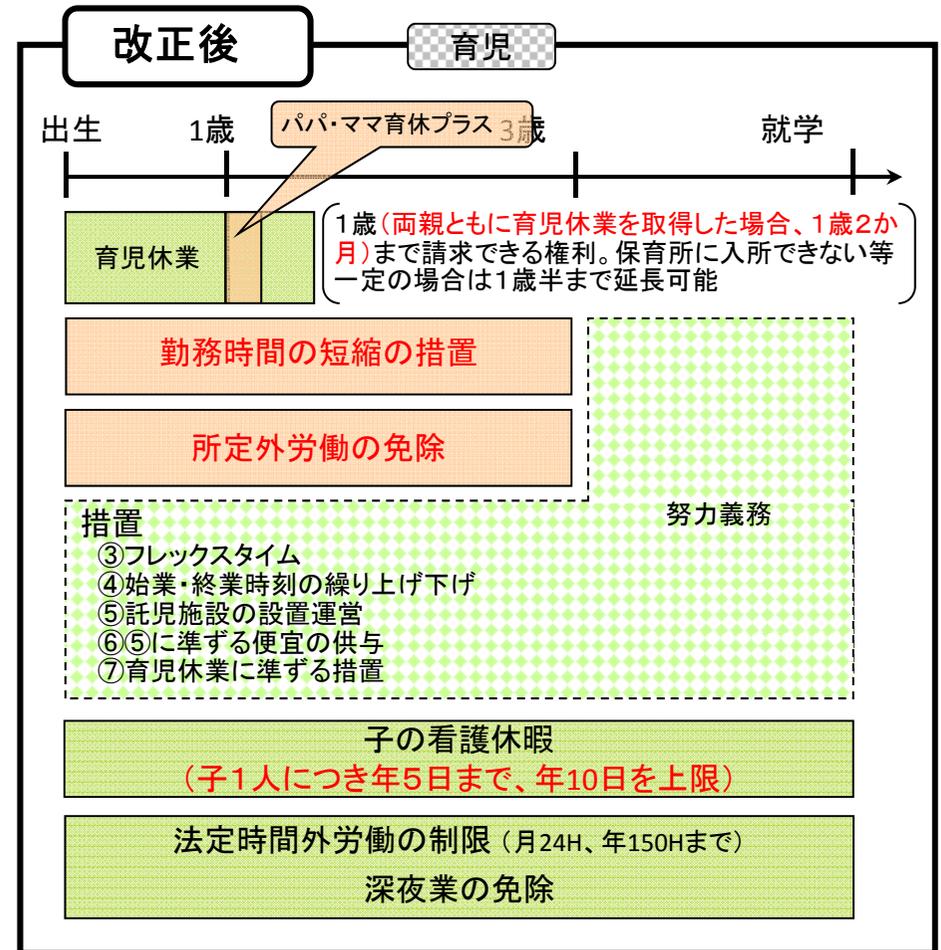
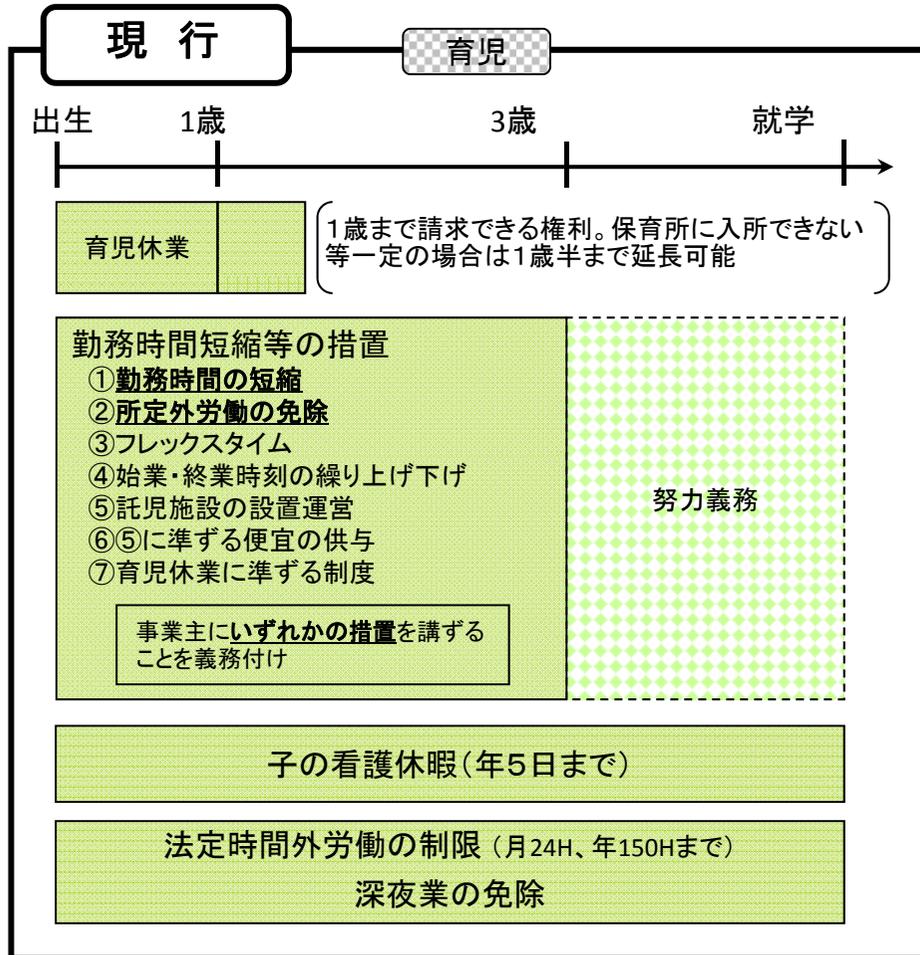
### 利用者の選択に基づく給付の保障

サービスの確実な保障 = 市町村による認定  
市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約  
市町村が適切なサービスの確実な利用を支援  
利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付  
…サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

### 多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

指定事業者の仕組みの導入（多様なサービス類型ごとの基準）  
イコールフットイング  
・施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保  
撤退規制、情報開示等のルール化  
質の向上の検討

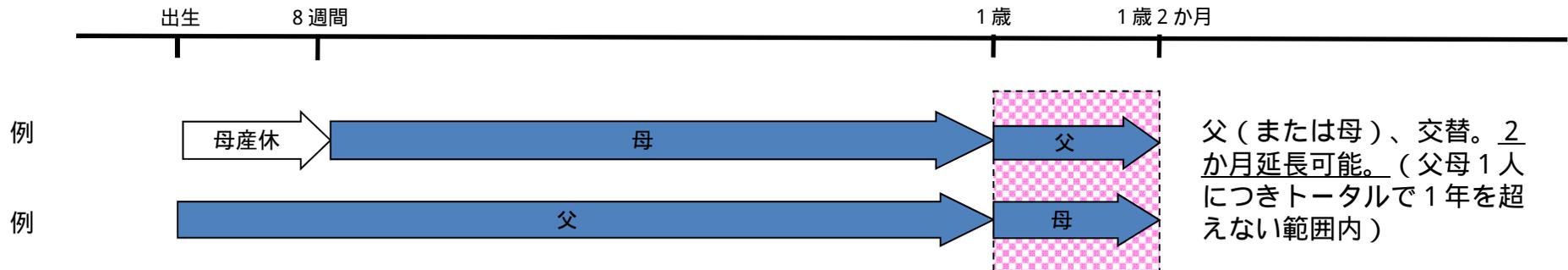
# (参考) 育児・介護休業制度の見直しについて(イメージ)



# 父親も子育てができる働き方の実現

## (1) 父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長

父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達するまでの間に、1年まで休業することを可能とする。



## (2) 出産後8週間以内の父親の育児休業取得促進

配偶者の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、特例として育児休業を再度取得できるよう要件を緩和する。



## (3) 労使協定による専業主婦(夫)取得除外規定の廃止

労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦(夫)である場合等、常態として子を養育することができる労働者からの育児休業取得の申出を事業主が拒むことを可能としている規定を廃止する。